

破題の餘事

—『江談抄』『月明水竹間』詩についての言談をめぐって

山田尚子

はじめに

平安中期、村上朝に句題詩の構成方法（構成に関する規則）が定着し、公私の詩宴で作られる句題の七言律詩は、これに従って作るのが定石となった。院政期に至り、大江匡房（一〇四一—一一一一）の言談を記録した『江談抄』には、句題詩（および句題の詩序）の構成方法、特に破題の方法への言及が随所に見られる。醍醐寺本第一一五話、「月明水竹間」の詩題で作られた詩の腰句をめぐって語られる言談（類聚本では巻五第二十三話に「月明水竹間詩腰句事」との見出しで収載される）もまた、そうした破題の方法やその表現への言及の一つだと考えられる。本稿では、当該記事について、句題詩の構成方法、特にその破題の方法を念頭にその読解を試みてみたい。

一、「月明水竹間」詩の腰句

『江談抄』は、平安後期に活躍した大江匡房の言談を藤原実兼（一〇八五～一一一二）が筆録したものとされる。大江氏は、大学寮紀伝道の文章院を菅原氏とともに掌握する儒家の家柄で、匡房の祖には音人（八一～八七七）、維時（八八八～九六三）、曾祖父には匡衡（九五二～一〇一二）がいる。匡房は、後三条・白河・堀河三代の侍読を務めた当代切つての学者である一方、官僚として後三条天皇の側近となり、白河院政権にも深く関わった。詩文にも長け、『中右記部類紙背漢詩集』、『本朝無題詩』、『本朝統文粹』、『江都督納言願文集』などに作品が残る。『江談抄』には、公事や音楽などを含む幅広い知識への言及が見え、それらはいずれも当時の貴族社会において必須のものであったと考えられるが、中でも作詩の作法や表現をめぐって多くの見解が示されており、その点で注目される。

当時、公私の詩宴で作られる詩の主流は句題詩であった。さらに当時の句題詩（七言律詩）は、村上朝の頃に定着した構成方法（構成に関する規則）に従って作ることが求められた。¹⁾ その構成方法においては、首聯・頷聯・頸聯・尾聯の各聯がそれぞれ題目・破題・破題・述懐と名づけられ、首聯では詩題の五文字をそのまま用い、頷聯および頸聯の破題では、詩題（特に詩題の中の実字）を別の表現に置き換えて題意を敷衍しなければならないことになっていた。この構成方法に従って作られた詩においては、頷聯・頸聯の破題の出来映えが肝心であり、詩全体の良し悪しをも左右するほどに破題の表現（詩題を如何に言い換えているか）が重視されたと考え

られる。そして、こうした破題への志向を如実に反映し、『江談抄』においても、作詩の話題として、句題詩（および句題の詩序）の構成方法、特に破題の方法への言及が随所に見える。⁽²⁾ここでは、そうした言及の一つを取り上げて読解を試みたい。

まず、本稿で考察対象とする本文を掲げる。『江談抄』の伝本のうちでも古本系に属する醍醐寺本の第一一五話である。⁽³⁾

又た命せられて云はく「予、近曾、右金吾亭にて「月水竹の間に明らかなり」の詩を作れり。腰句の「陸張の池は白し 両家秋」と云ふ句の「白」の字、江都督命せられて云はく、「冷」の字に改むべきかと云々。藤原為時の「三巴峽の月雲取りて白し」の句、以言云はく、「白」の字は置き処を習ふべし。此の句の「白」の字甚だ以て優なりと云々。又た以言の詩、「桂花秋白し」の句の「白」の字も亦た其の体を得たり。此の外に学ぶべし。但し餘事なり」と云々。

又被命云、予近曾於右金吾亭、作月明水竹間詩。腰句陸張池白両家秋ト云句白字、江都督被命云、可改冷字歟云々。藤原為時三巴峽月雲収白之句、以言云、白字可習置処、此句白字甚以優也云々。又以言之詩、桂花秋白之句白字亦得其体焉。此外可学之。但餘事也云々。

この記事の概略を示せば、ある人物がいうことには（後に匡房の言が引かれることから、この談話における語り手は匡房ではない）、自分は右金吾亭で「月明水竹間」という詩題で詩を作ったが、その詩の頸聯の「陸張池白両家秋」という句について、匡房はこの句の「白」字を「冷」字に改めたほうが良いと言ったという。次で誰かが「白」字について、大江以言は藤原為時の「三巴峽月雲収白」の句に「白」字の使い方（「白」字をどう置く

べきか)を学ぶべきだとし、為時の句の「白」字の使い方を優れたものとして評価したこと、その以言自身の作である「桂花秋白」の句の「白」字もその奥義を捉えていること、に言い及び、この他「白」字の使い方を学ぶべきだと言ったという。

該話では、冒頭の「又被命云」で示される談話が末尾の「但餘事也」までかかり(語り手は未詳⁶)、その談話の途中、「可改冷字歟」と匡房の言が引かれ、その後「藤原為時」から「但餘事也」まで話者未詳の談話が引かれる。その談話に、藤原為時(生没年未詳、紫式部の父)の句に対する大江以言(九五五―一〇一〇)の評価と、以言の句に対するその話者の評価とが示されるのである。ここで確認しておきたいのは、該話において、談話全体の語り手が誰かということが不明であるだけでなく、匡房の意見に対し、藤原為時の「三巴峡月雲収白」句を「優」だとする大江以言の言を引き、さらに大江以言の「桂花秋白」句を「得其体」と評価した人物もまた、明確ではないという点である。『古本系江談抄注解』は以下のように述べ、為時の句(に対する以言の言)や以言の句に言及した人物を、この談話全体を語る語り手自身(藤原知房と推測する、注(6)参照のこと)だと解釈しているものと考えられる。

これ(該話を指す、稿者注)も匡房の談話ではないが、おそらく前項に続いて知房の言であろう。そして、匡房が白の字を冷の字に改めるべきだとしたのに対して、白字の方がまさっているとしたのであろう。

一方、類聚本を底本とする新日本古典文学大系本は、「予近曾於右金吾亭」に始まり「但餘事也」に終わる談話全体を示す鉤括弧の中に、「藤原為時」に始まり「但餘事也」に終わる小鉤括弧を設けており、従って、この小鉤括弧の中の部分は語り手以外の人物の発言を引用したものと解釈しているのではないかと考えられる。また、

『江談證注』では、「白」を「冷」に改めるべきかとの発言に加え、それに続く部分も匡房自身によって為されたものと解釈している。

以上のように、該話の後半の「藤原為時」以下の発言の話者については、談話全体の語り手、匡房、語り手でも匡房でもない誰か、との三つの可能性が存する。豫め断っておかなければならないが、本稿では、このうちのいずれを妥当とするか、答えを出すことはできない。ただし、該話に「藤原為時」以下の発言が引かれることからは、談話全体の語り手がこの発言を容認していることが窺われ、従って、為時、以言それぞれの句における「白」の用い方は適切なものとして語り手に認められているものと考えられる。その一方、匡房によって「白」を「冷」に改めるべきかとの見解が示された「陸張池白両家秋」句の「白」字については、少なくとも匡房自身にとつて、「白」字の用い方にどこか問題があったのではないかと考えられる。また、該話の談話は「但餘事也」で結ばれるが、ここで「但餘事也」とされるのは、前半の匡房の意見なのか、後半の「藤原為時」以下の発言なのか、果たして「餘事」とは何を意味するのか、などについて考察する必要がある。本稿では、それぞれの句の「白」字の用い方を確認し、匡房が示した見解の意図が那边にあるのかを推測し、その上で、該話が「但餘事也」と結ばれることの実質的な意味を考えることにしたい。まずは「月明水竹間」を詩題とする「陸張池白両家秋」句の分析から始める。

ここに提示される詩題「月明水竹間（月 水竹の間に明らかなり）」は、漢字五文字から成る句題である（出典は未詳）。さらにこの詩題には「水竹」という双貫語（「山水」「管絃」「松竹」などの並列構造を持つ二字熟語）が含まれる。句題詩の構成方法において、詩題に双貫語が含まれる場合には、破題の一聯の上句と下句とに双貫

語を構成する二字を詠み分けなければならぬ決まりであった。「水竹」が双貫語であることは、菅原為長（一一五八―一二四六）の編纂にかかる対句語彙集『文鳳抄』に「水竹」が立項されることから裏付けられるほか、『和漢兼作集』巻七「秋部中」に「月明水竹間」の題で収められる藤原永実（一〇五二―一一一九）の句に「三五夜深彭蠡曉、東南雲尽会稽秋（三五に夜深けぬ彭蠡の曉、東南に雲尽きぬ会稽の秋）（八月十五日の夜が更けると（池に月が明るく照って）まるで明け方の彭蠡の池のようだ、東南の方角の雲が消え去ると（竹に月が明るく照って）まるで秋の会稽の竹箭のようだ）」とあることもその証左となろう。永実の句の場合、詩題の「月明」は、上句では「三五夜深」及び「曉」で、下句では「東南雲尽」及び「秋」で言い換えられていると考えられる。一方、上句の「彭蠡」は中国江西省北部にある鄱陽湖の異称で、従って「彭蠡」は詩題の「水」を言い換えたものと考えられる。下句の「会稽」は、篠竹（竹箭）の産地で、中国の東南、揚子江河口付近（現在の浙江省紹興市付近）に位置する。『淮南子』墜形訓に「東南方美者、有会稽之竹箭焉（東南方の美なる者には、会稽の竹箭有り）」とあり、従って下句では、「会稽」の語で詩題の「竹」を言い換えたものと考えられる。以下に永実の句における詩題と破題表現の関係を示す。

三五夜深彭蠡曉 月明 水 晶明 東南雲尽会稽秋 月明 竹 晶明

そこで、詩題「月明水竹間」の「水竹」が双貫語であることを念頭に、前掲の『江談抄』の記事に引かれた「陸張池白両家秋」の句に立ち戻って考えてみたい。この句は、「腰句」だということであるから、律詩の頸聯のうち的一句である。句中の「池」に注目すれば、これが詩題の「水」の破題となっていることはまず間違いない。従って「水竹」の双貫語のうちの「水」を詠み込んだ破題の句だと考えられる。「陸張」は南斉の陸慧暁と

張融のことで、二人は屋敷を並べて住んでおり、その間にある池の辺りには二株の楊柳が植えられていたという（『南史』陸慧暉⁽⁹⁾伝）。すなわち該句は、「（こんな月明かりのもとでは）隣り合って建つ陸慧暉と張融の邸宅の間にある池が白く輝き、陸張の両家にはいかにも秋がやってきたと思われることだろう」と解釈することができ、詩題の「水」は「池」で、「月明」は「白」および「秋」で破題されていると考えられる。この句についても詩題と破題表現との関係を示しておく。

陸張池白^本両家秋^周

さらに、「白」は、五行（五行説）における「金」、季節としては「秋」に相当することから、この句の「白」もそれに基づき、池水の面が白く輝く情景を秋にふさわしいものとして表現しているのではないかと考えられる。以上の検討からは、「陸張池白両家秋」の句は、「月明水竹間」という詩題を言い換えて題意を満たしている⁽¹⁰⁾と判断することができ、句題詩の構成方法に従った読みぶりとして何ら問題が無いと判断できる。

二、「白」字の用法について

醍醐寺本第一一五話では、「陸張池白両家秋」の句の「白」を「冷」に改めるべきかとする匡房の見解が示された後、それに対して藤原為時の「三巴峡月雲収白」の句、大江以言の「桂花秋白」の句のそれぞれの「白」の用い方を高く評価する言説が見える。そこで、ここではこれらの句について検討したい。

藤原為時の「三巴峡月雲収白」の句は、類聚本『江談抄』巻四第一一〇話に以下のように見える。

三巴峡の月雲収まりて白し 七里灘の波葉落ちて紅なり 藤為時

この詩は「田家の秋」の詩なり。以言この詩を見て云はく、「白」の字の置き処を習ふべし」と云々。

三巴峡月雲収白 七里灘波葉落紅 藤為時。

此詩田家秋詩也。以言見此詩云、白字可習置処云々。

「三巴峡」は「巴峡」のこと。揚子江（長江）中上流域の巴東の三峡（瞿塘峡・巫峡・西陵峡）を指す。⁽¹¹⁾「七里灘」は浙江省桐廬縣嚴陵山の西、七里にわたる絶壁のために急流となる航行の難所。巴峡では雲が消えて月が白く輝き、七里灘では落葉のために波が紅に染まっていると詠んだもの。⁽¹²⁾

該話は醍醐寺本を含む古本系諸本には見えない。一方、『和漢兼作集』卷七には同句が収められており、そこでは詩題を「田家秋意」とする。既に指摘があるように、この句は、粟田山莊障子詩として作られた詩の中の一聯だと考えられる。粟田山莊障子詩は、藤原道兼（九六一〜九九五）が、正暦元年（九九〇）頃、粟田（京都市東山区）に造営した山莊の障子絵に題して作られた一連の漢詩で、一書にまとめられた詩巻としては伝わらず、諸書に佚文として残る。『和漢朗詠集』卷下「田家」には「粟田障子」として「田家秋意」を詩題とする紀齊名と高丘相如の摘句が載る。すなわち、前掲の為時の句は、「田家秋」あるいは「田家秋意」を詩題とする無題詩の領聯か頸聯だと考えられる。⁽¹⁴⁾

一方、大江以言の「桂花秋白」の句とは、『新撰朗詠集』卷下「遊女」に載る「桂華秋白雲閑夜、蘆葉春青水冷天（桂華秋白し雲の閑かなる夜、蘆葉春青し水の冷まじき天）673」を指すものと考えられる。雲が静かに浮かぶ秋の夜には月が白く照らし、水が冷やかな春の空のもとで蘆の葉が青々と繁ると詠んだもの。この句は、

『新撰朗詠集』写本および版本の多くにおいて、前句(672)と同題(遊女)、同一作者(大江以言)とされる。¹⁵⁾

『江談抄』第一一五話で言及された為時と以言の句の「白」字をめぐって注目されるのは、両者の句が以下の二つの側面において共通性を持っているという点である。第一に、両句の「白」はともに月の形容である。以言の「桂華秋白雲閑夜」句の場合には、単に月の形容であるばかりでなく、月に生ずるといふ「桂華」で月を表現しており、「白」はその花の色を示すものでもある。第二に、両句の「白」は、五行における秋との関わりから、秋らしさをそこに見出すことができる色として用いられている。特に以言の句においては「桂華秋白」と「蘆葉春青」とが対偶に作られていることから、この場合の「白」が五行の発想を意識して用いられていることがより顕著に窺われる。為時の「三巴峽月雲収白」句の場合には、以言の句ほどには顕著ではないけれども、詩題は「田家秋(田家秋意)」であり、少なくともこの句を評価する以言は、秋との関連から「白」字が用いられたと解釈したに違いない。

以上のように為時と以言、両者の句の「白」字の用い方には、二つの共通点を見出すことができる。さらに言えば、両句はいずれも無題詩であり、従ってこの両句については句題詩の構成方法を問題にしているわけではなく、「白」の用い方の適否を問題にしているに過ぎない。こうしたことから、醍醐寺本『江談抄』第一一五話で、為時の「三巴峽月雲収白」の句、および以言の「桂華秋白雲閑夜」の句のそれぞれの「白」の用い方が高く評価されたのは、月を「白」と表現する点、秋らしさを表す色として「白」を用いる点の二点において、両句が的確であることによるものだと判断することができよう。

一方、「白」字をめぐっては、類聚本『江談抄』卷四第八十九話をも考慮する必要がある。

文峰に轡くつほみを案ず白駒の影 詞海に舟を艤よそふ紅葉の声 秋は未だ詩境を出でず 以言

以言、初め「駒過影」「葉落声」に作ると云々。六条宮、草を見て白字の要なる由を書かる。仍りて改作すと云々。以言と斉名と相ひ試みらるる日に承りて作ると云々。斉名常に以て愁ひと為す。称ひて曰はく「最手の片へに廻るは何の謀計ぞ」と云々。斉名の臨終に宮訪はる。報命すらく「恩旨は恐悚千廻たり。但し白字の事は忘却せず」と云々。

文峰案轡白駒影 詞海艤舟紅葉声 秋未出詩境 以言

以言初作駒過影葉落声云々。六条宮見草被書白字要之由。仍改作云々。以言与斉名被相試日承作云々。斉名常為愁。称曰、最手片廻何謀計云々。斉名臨終宮被訪。報命、恩旨恐悚千廻。但白字事不忘却云々。

ここに掲げられる「文峰案轡白駒影、詞海艤舟紅葉声」は、『和漢朗詠集』（卷上・九月尽・276）に載る秀句である。該句をめぐるこの逸話は、「朗詠江註」にも見える。これによれば、大江以言と紀斉名とが「秋未出詩境（秋未だ詩境を出でず）」の詩題で競作したとき、以言は「白駒影」「紅葉声」の箇所を当初「駒過影」「葉落声」と作っていたが、その草稿を見た六条宮具平親王の助言により改めた。おかげで以言は斉名に勝ち、斉名は死ぬまでこのことを遺憾に思ったという。

既述のように、「朗詠江註」には大略同様の話が引かれている。ただし、『江談抄』ではこの話に続きがあり、改めた以言の詩句がなぜ優れているのか、それについてさらに議論が交わされ、最終的に「或人問云、但不直白字者、駒過景葉落声三字読甚以碎歎（或る人問ひて云ふ、「但し白字に直さずんば、「駒過景」「葉落声」の三字

の読みは甚だ以て碎くるか」と記されるある人物の問いに対し、匡房は「無白字者非読碎。上句無秋心歟。白駒秋也。白字直千金也（白字無くば読みの碎くるに非ず。上句に秋の心無きか。白駒は秋なり。白字は直ひ千金なり）」と返答している。つまり、下句の「文峰案轡白駒影」に「白」が無ければ、この句には詩題の「秋」を表す表現が無く（詩題の「未出」は「案轡」で、「詩境」は「文峰」で言い換えられている）、詩題を詠み落としてしまっていることを指摘したものと考えられる。逆にいえば、「白」の字があることで、五行で秋が「白」に相当することから、詩題の「秋」を「白」で敷衍していることとなり、題意を満たしたことになる。その意味で「白字直千金也」というのであろう。

以上のように、類聚本卷四第八十九話で匡房は、破題表現において、「白」がその一字で詩題の「秋」を敷衍できる表現であることを説いている。「白」に対する匡房のこうした見方は、五行説に基づいて白色と秋とを結びつけ、白色を秋の色と捉えている点で、醍醐寺本第一一五話（類聚本卷五第二十三話）の藤原為時の「三巴峡月雲収白」句、大江以言の「桂華秋白雲閑夜」句と共通しており、この両句の「白」の用い方もまた、匡房が「白字直千金也」と述べたのと同等のものとして理解することができる。

三、「冷色」と「月」・「秋気」

前節までの検討を踏まえ、ここで改めて『江談抄』の「陸張池白両家秋」句に目を向けたい。すでに確認したように、この「白」は、月に照らされて池が白く輝いている意味合いで用いられる一方、「両家秋」と秋の情景

が詠まれていることから、五行の秋を意識して用いられたものと解釈することができる。為時、以言の両句と比較すると、いずれも同様に五行説に基づいて作られた表現であり、この点では問題がない。その上でなお匡房が「白」を「冷」に改めるべきかと述べたことからすると、問題は「池が白い」という表現、換言すれば「池」と「白」との結びつきにあると考えられる。

「陸張池白両家秋」句の場合、池が白いのは月に照らされたためであり、より具体的には池の水面が白く見えるということ、白いのは池水だということになる。詩において、常套的に「白」で表現される事物（情景）には月や花のほか、水と関わるものとして波や氷がある。前述のように、為時の「三巴峡月雲収白」句および以言の「桂華秋白雲閑夜」句が『江談抄』において良しとされたのは、「白」を月の色彩を表すために用いたためだと考えられる。一方、池水を「白」と表現する仕方は（清く澄んだ水を「白水」で表現する場合があるもの）⁽¹⁶⁾、必ずしも常套的とは言えない。普通では白くない池水を「白」の語を用いて表現したのが「陸張池白」という表現の妙味だと考えられる。しかしながらその一方で、この表現に比べると「陸張池冷」のほうが池水の属性に照らして飛躍は少なく、言わばより自然な表現だといえる。「白」を「冷」に改めるべきかとする匡房の意図が「池白」というやや風変わりな表現よりも、池水の表現としてより自然な「池冷」という表現を選ぶところにあつたとすれば、それはそれである程度納得は行く。⁽¹⁷⁾とはいうものの、「陸張池白両家秋」句を「月明水竹間」を詩題とする句題詩の破題と考えた場合、「白」字は詩題の「月明」を言い換えた表現である。また、五行説における「秋」と「白」との関連から用いられた表現でもあり、（繰り返しになるが）この点で「陸張池白両家秋」句と為時や以言の句とは、まったく同様だといえる。さらにこの点に関連して、類聚本卷四第八十九話では、五

行説に基づき、「白駒」の「白」が詩題の「秋」を言い換える語であることから、「白」字を重視して「白字直千金也」と匡房自身が述べていた。こうした状況にも拘らず、それでもなお醍醐寺本第一一五話（類聚本卷五第二十三話）で匡房が「白」字を用いるのをやめて「冷」字に改めるべきかと述べたのはなぜなのだろうか。

そこで注目したいのは「冷」の語である。実は、匡房が「白」をそれへと改めるべきかと述べた「冷」には、以下のように「冷色」の語の例を見ることができ。

① 清光幾処同催醉、冷色誰家亦倍愁（清き光幾れの処にか同に酔ひを催せる、冷じき色誰が家にか亦た愁へを倍せる）（『望月遠情多』具平親王（『類聚句題抄』77））

② 飛自幽巖唯冷色、落於遠岫幾寒声（幽巖自り飛びて唯だ冷じき色あるのみ、遠岫より落ちて幾ばくの寒き声ぞ）（『瀑水含秋気』源為憲（『類聚句題抄』51））

いずれも、句題詩の頷聯と頸聯の破題の部分のみが『類聚句題抄』に引かれて残る。①の詩題「望月遠情多（月を望めば遠情多し）」は、月を眺めると遠く離れた人（あるいは場所）のことを思いやらずにはいられない意⁽¹⁸⁾。「遠情」は遠くを思いやる心持ち。月の清らかな光に照らされ、一体どこで皆が一緒に酒に酔っているのだろうか、月の冷やかな色を浴び、誰の家でまた一人愁いの気持ちを募らせているだろうか、と詠んだもの。この句においては、上句の「清光」および下句の「冷色」が詩題の「月」を言い換え、上句の「幾処同催醉」および下句の「誰家亦倍愁」が詩題の「遠情多」を言い換えている。一方、②の詩題「瀑水含秋気」は、滝の水（瀑水）に秋らしさを感じられる意（出典未詳）。奥深い岩山から飛ぶ滝の水にはただ冷やかな色があるばかり、遠い峰から落ちる滝には一体どれだけの寒々しさがあることか、と詠んだもの。この句では、上句の「飛自幽巖」お

よび下句の「落於遠岫」が詩題の「瀑水」を言い換え、上句の「冷色」および下句の「寒声」が「秋氣」を言い換えていると考えられる。如上の検討によれば、①②の両句において「冷色」は、「月」や「秋氣」の破題表現として機能していることが確認される。

従って、匡房が「池白」の「白」を「冷」に改めることを主張したのは、その水が冷ややかである（温度が低いと感じる）という意味合いよりむしろ（無論そうした意味合いも含みつつ）、「冷」の語を「冷色」という色彩の表現として用いる意図によるものではなかったかと考えられるのである。色彩としての「冷」が「月」や「秋（氣）」の破題表現として機能するならば、「陸張池白両家秋」句を「陸張池冷両家秋」と改めた場合でも、「冷」字で詩題の「月明」を言い換え敷衍し、「白」字の場合と同じく）破題することができ、さらには、「白」字の場合と同じく）秋の風情を表現するも可能となる。 「白」を「冷」に改めるのは、句題詩の破題の条件を満たしつつ、詩句の文脈も損なわず、しかも「池白」という表現を持つ不自然さを解消してより自然な表現と作り変えることができる匡房の妙案だったのではないか。

ところで、醍醐寺本一一五話の談話は「但し餘事なり（但餘事也）」と結ばれる。この箇所について、『古本系江談抄注解』の語釈では「意味不明」とし、類聚本系『江談抄』を底本とする新日本古典文学大系の注釈では「餘事」を「余談」と解釈する。しかしながら、本稿の検討を踏まえてこの「餘事」を解釈するならば、「白」でも十分に破題の条件を満たしているけれども、単に破題の条件を満たすだけでなく、そこからさらにより良い表現を目指すこと、あるいは破題表現を満たした上でさらに考慮すべき事柄という意味で「白」を「冷」に改めようとする姿勢やそうした行為を「餘事」と言ったのではないかと考えられる。「但餘事也」と発言したその話者

が誰か、この談話全体を語った語り手か、匡房自身か、はたまた語り手でも匡房でもない別の誰かか、この点についてはやはり判然とはせず、ただし話者が誰であるかによってこの発言は微妙に異なる意味合いを持つことが想定される。話者が匡房であれば、詩の表現における「白」字の重要性を強調した上で、それでもなお「白」より「冷」のほうがより良いという、より積極的な意味合いを持つことになろう。一方、話者が匡房以外であれば、「白」を「冷」に改めるべきかとの匡房の見解に対し、むしろ「白」字の有効性を重視し「冷」に改めることはせず、「白」字のままのほうが良いという、いわば匡房の見解への対抗的な意味合いが込められた可能性もあろう。いずれにしても、「但餘事也」が匡房の見解に対する発言であることを推測することはできよう。

おわりに

本稿では、『江談抄』に見える句題詩の破題をめぐる記事として、醍醐寺本第一一五話（類聚本系では巻五第二十三話）を取り上げた。本話の検討によって、匡房や以言など、当時の優れた詩人たちが破題表現（破題という技巧）にいかにか心を砕いたのか、その様相をより鮮明に窺うことができるだろう。また、「白」に秋らしさを見出すという側面についていえば、実際の色彩とはあまり関わりを持たないところで、五行という言葉は観念的な発想に従いながら、そうした感覚を詩に詠み込むことを改めて確認することができる。

『江談抄』の記事については、句題詩あるいは破題をめぐる視点を含め、さまざまな側面からさらに検討する必要がある。

【注】

- (1) 句題詩については、佐藤道生『平安後期日本漢文学の研究』（笠間書院、二〇〇三年）、同『句題詩論考―王朝漢詩とは何ぞや』（勉誠出版、二〇一六年）、堀川貴司『詩のかたち・詩のこころ―中世日本漢文学研究―』（若草書房、二〇〇六年）などを参照のこと。
- (2) 例えば、『江談抄』のうち高山寺旧蔵本第四十三話（類聚本では巻五第五十七話「村上御製と文時三位との勝負の事」）の「宮鶯囀暁光」の詩題をめぐる村上天皇と菅原文時とのやり取りは、破題表現をめぐるなされる（前掲注（1）佐藤『平安後期日本漢文学の研究』所収「句題詩詠法の確立―日本漢学史上の菅原文時」、初出は二〇〇二年など）。
- (3) 醍醐寺本の本文は『醍醐寺蔵水言鈔』（古典保存会、一九二五年）による。なお、醍醐寺本第一一五話は、類聚本では巻五第二十三話に収められる。解釈に際して、江談抄研究会（植松茂・田口和夫・後藤昭雄・根津義）編『古本系江談抄注解（補訂版）』（武蔵野書院、一九九三年）、川口久雄・奈良正一『江談證注』（勉誠社、一九八四年）、山根對助・後藤昭雄校注『江談抄』（新日本古典文学大系『江談抄 中外抄 富家語』、岩波書店、一九九七年）を参照した。なお、本稿で取り上げる醍醐寺本第一一五話と、該当する類聚本巻五第二十三話とは小異はあるものの、両者は概ね同文である。また、本稿で他に類聚本の本文を引く場合には新日本古典文学大系本による。
- (4) 右金吾（右衛門督）について『古本系江談抄注解』の語釈では「匡房の死の前年、天仁三年（一一一〇）ごろとすれば、嘉承三年（一一〇八）から天永二年（一一二二）までこの官にあった藤原能実であろうか」とする。
- (5) 底本は詩題を「月明水簡」に作るが、後述のとおり『和漢兼作集』巻七「秋部中」に「月明水竹間」の題で収められる藤原永実の摘句が見えることから、これに従って詩題を訂する。

- (6) 醍醐寺本一一五話冒頭の「又被命曰」の主語は未詳。『古本系江談抄注解』は前話に藤原知房（一〇四六—一一二二）の言が見えることから、本話も知房の言かと推測する。
- (7) 双貫語については、前掲注（1）佐藤『句題詩論考』所収「句題詩概説」（初出は二〇〇七年）、「句題詩の展開—王朝詩史の試み」（初出は二〇一三年）、「平安時代に於ける句題詩の流行」（初出は二〇一四年）に詳しい。
- (8) 『文鳳抄』の「竹」の項には「東南美」の語を載せ「東南之美者、会稽之竹箭」と注する（出典は記さない）。『藝文類聚』『初学記』『白氏六帖』など類書の「竹」の項では「東南之美者、有会稽之竹箭焉」の出典として「爾雅」を引く。
- (9) 『南史』陸慧暁伝に「慧暁与張融並宅、其間有池、池上有三株楊柳」とある。
- (10) 平仄の面からも、「白」は入声（平水韻第十一陌）、「冷」は上声（第二十三梗）で、同じ仄声である。
- (11) 『幼学指南抄』巻四「峽」には「三巴」を立項し「盛弘之荊州記曰、宜都宜昌县三峡七百里、两岸連山、略無絕処。朝発白帝、暮宿江陵、其間千二百里、漁者歌曰、巴東三峡巫峽長、猿鳴三声、淚沾裳」と記す。
- (12) 「巴峽」は『和漢朗詠集』巻下「猿」に「瑤臺霜滿、一声之玄鶴唳天、巴峽秋深、五夜之哀猿叫月」（謝觀、清賦・454）とあるなど、発想の上で「月」と結びつきやすく、「七里灘」は『菅家文章』巻六「九日後朝、侍宴朱雀院、同賦秋思入寒松、応太上皇製」（419）に「声猶七里灘波緊、色也三孤山寺草濃」とあるなど、発想の上で「波」と結びつきやすいと考えられる。
- (13) 新日本古典文学大系本巻四第一一〇話の脚注など。
- (14) 『江吏部集』に粟田山莊障子詩のうちの一首として「田家秋音」と題される詩が収められるが、詩の内容からすればこの詩題は「田家秋意」の誤写だと推定される。

- (15) 柳澤良一校注『新撰朗詠集』（和歌文学大系『和漢朗詠集』新撰朗詠集、明治書院、二〇一二年）の補註による。
- (16) 『和漢朗詠集』巻下「山家」に「晴後青山臨、雨初白水入、門流」（都良香、田家早秋・561）とあり、佐藤道生校注『和漢朗詠集』（和歌文学大系『和漢朗詠集』新撰朗詠集、明治書院、二〇一二年）の脚注は、『楚辞』「九歎」思古の「乘_二白水_一而高鶩兮」、「文選」雜詩（劉楨）の「方塘含_二白水_一」を用例として掲出する。
- (17) 月に照らされた水面を「白」と表現する例ではないが、『和漢朗詠集』巻下「白」に「蘆洲月色随_レ潮満、葱嶺雲膚与_レ雪連」（源順、賦白・801）とあり、水面が月光に照らされたときの色が「白」と認識されている例と考えられる。
- (18) 本間洋一著『類聚句題抄全注釈』（和泉書院、二〇一〇年）は、詩題の出典について「金子彦次郎（『増補平安時代文学と白氏文集―句題和歌・千載佳句研究篇―』（芸林舎・昭和五二年覆刻版五七六頁）は許渾詩に依るとするが、その本文は「垂釣有深意、望山多遠情」（『贈高処士』）とあって「望月」ではない（一字改変して字列を変えた可能性も否定しない）」とする。
- 〔付記〕本稿は、『江談抄』における破題表現への言及を句題詩研究の立場から見直すことを意図した試論である。脱稿後、佐藤道生氏より、『江談抄』（類聚本）巻四第八十九話における匡房の「白字値千金也」の言を重視し、本稿で取り上げた醍醐寺本第一一五話（類聚本巻五第二十三話）についても、巻四第八十九話と同様に「冷」を「白」に改めた話である可能性を想定すべきではないかというご意見を得た。記して謝意を表するとともに、その可能性もあり得ることを述べておく。ただし、その場合には従来行われてきた訓読の仕方や文脈の捉え方を大きく改める必要が生ずる。